

平成25年度



立川文化芸術のまちづくり

事業補助金・奨励金

募集案内

「立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金制度」は、

文化芸術の育つ環境づくりを目的とした

公益性をもった事業を支援します。

「補助金」と「奨励金」の両方を申請することはできません。

立川文化芸術のまちづくり協議会

補助金・奨励金に応募できる団体

次の（１）～（５）の要件を全て満たし、文化芸術の育つ環境づくりを目的とした活動を行う団体が応募できます。

- （１） 文化芸術活動を行っている団体であること
- （２） 構成員が５人以上で、立川市内在住者が主たる構成員である団体であること
- （３） 主たる活動の場が立川市内にある団体であること
- （４） 営利活動を目的としていない団体であること
- （５） 政治活動や宗教活動を目的としていない団体であること

＊ 法人格の有無は問いません。

＊ 団体の規約や会則及び会員名簿を応募書類に添付していただきます。

補助金・奨励金の対象事業

補助金・奨励金の対象事業は、次の（１）～（６）の要件を全て満たし、**文化芸術の育つ環境づくりを目的とする文化芸術活動や文化芸術事業**を対象とします。

立川文化芸術のまちづくり事業補助金は、同一事業につき３年間で交付の限度とします。

奨励金は、立川文化芸術のまちづくり事業補助金を３年間で交付された事業であって公益性を有し、継続的な事業の実施が必要で、社会貢献度が高いと認められる文化芸術事業を対象とします。

- （１） 主に立川市内で実施すること（※１）
- （２） 公益性を有すること及び市民生活において不特定多数の利益に寄与すること（※２）
- （３） 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に実施すること
- （４） 政治活動及び宗教活動を目的としない事業であること
- （５） 次の①～⑤のいずれかに該当する文化芸術事業であること
 - ① 地域社会の文化芸術の向上に寄与する事業
 - ② 先進性を持った事業
 - ③ 独創性を持った事業
 - ④ 発展性・波及性を持った事業
 - ⑤ その他、特に必要と認める事業（※３）
- （６） 応募する事業が立川市及び立川市の外郭団体から補助金を受けていないこと

※１ 立川市民を主な対象としていれば、この限りではありません。

※２ その事業による受益者が団体構成員や特定の人のみの場合には対象となりません。

※３ 立川文化芸術のまちづくり協議会及び選定委員会で個別に判断します。

補助金・奨励金の内容と交付期間

原則として対象となる事業経費の2分の1以内で、上限は50万円です（交付額は予算の範囲内となります）。1団体につき1事業のみ応募できます。審査は非公開とし、書類審査・ヒアリングを行います。審査の結果、申請額を減額査定して助成額を決定する場合があります。

継続する同一事業に対しては、交付期間については通算3年間を限度とします。ただし、一度の応募・審査で翌年度以降の補助金・奨励金が約束されるものではなく、各年の応募の上、選定委員会で認められる必要があります。

補助金・奨励金の対象となる経費

補助金・奨励金の対象となる経費は、対象の事業に係る経費のうち、次に挙げるものとします。

- (1) 講師等謝礼
- (2) 消耗品費
- (3) 印刷製本費
- (4) 通信運搬費
- (5) 保険料
- (6) 使用料
- (7) その他特に必要と認めた経費（※）

※ 選定委員会で個別に判断します。

事業実施に必要な交通費・アルバイト人件費などは対象として認められます。その他、ここで想定外の経費については、個別に審査・判断いたします。

* 対象経費上限額などの詳細については、「事業実施にあたっての留意事項 補助金・奨励金対象経費について」をご確認下さい。

* 事業経費の補助金・奨励金ですので、次のような経費は、対象になりません。

- ① 団体の経常的な活動に要する経費
（事務所の家賃や光熱水費・事務局員人件費・備品代や経常業務のための消耗品費など）
- ② 団体の構成員の飲食や親睦に要する経費
（会議の茶菓子代・構成員向け記念品代・慰労会費など）
- ③ 他団体等への寄付など

* 領収書の宛名は、主たる団体名として下さい。

補助金・奨励金の応募の方法

応募の方法は、下表のとおりです。

応募期間	平成 25 年 5 月 20 日（月）～平成 25 年 6 月 20 日（木）＜必着＞
応募書類	指定の応募用紙（第 1・2・3 号様式）一式をお使い下さい。 なお、別に添付書類として以下の書類も必要です。 ①会則・規約・定款等 ②会員名簿（住所の記載があるもの） ③団体の年間活動や予算・決算等のわかる資料（総会資料等） ＊ 応募用紙は、協議会事務局（立川市産業文化部地域文化課内）で平成 25 年 5 月 20 日から配布するほか、ホームページからもダウンロードできます。 http://www.tachikawa-chiikibunka.or.jp/tachimachinet/ （協議会ホームページ）
提出方法	●郵送提出 ＜平成 25 年 6 月 20 日必着のこと＞ 宛先：〒190-0022 立川市錦町 3-2-26 立川市子ども未来センター内 立川文化芸術のまちづくり協議会事務局 （立川市産業文化部地域文化課） （補助金・奨励金申請書類在中）と明記して下さい） ●直接提出 立川市子ども未来センター地下 1 階「立川市産業文化部地域文化課」へ直接ご持参下さい（午前 9 時～午後 5 時）。休館日はございません。 ※内容などの詳細やお問い合わせは平日の午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時までにお問い合わせいたします。

補助金・奨励金対象事業の審査

選定委員会において、応募事業の書類審査及びヒアリングを行います（非公開）。

●書類審査について

団体や事業の内容、書類等が応募の要件を満たしているか、不適切な経費計上はないかを確認するための審査です。書類審査で問題がない団体にはヒアリングを行います。

応募書類については平成 25 年度版をご使用下さい。

●ヒアリングについて

補助金・奨励金の交付を希望する事業について応募団体ごとにヒアリングを行います。

●審査会日程について

審査日	平成 25 年 6 月 29 日（土） 14 時から 17 時まで（予定）
場所	立川市役所 2 階 208 会議室（所在地：立川市泉町 1156-9）
発表方法	ヒアリング方式
審査方法	応募団体ごとに指定する時間に審査を行います。各団体が行う事業等について、質疑応答を行います。
その他	上記の事項に変更が生じた場合には、すみやかに各応募団体に通知します。

●審査基準について

審査会では、以下の項目に留意して審査を行います。

- ① 社会貢献度・地域貢献度
- ② 安定性・計画性
- ③ 発展性・波及性
- ④ 独創性・先進性
- ⑤ 情熱・意欲・熱意 など

●審査を行う委員について

審査は立川文化芸術のまちづくり協議会に設置する選定委員会の 6 名の委員で行います。

選 定 委 員 （敬称略・順不同）			
小松 清廣 *委員長	立川商工会議所 専務理事	今井 隆明 *副委員長	多摩信用金庫 価値創造事業部 主任調査役
友利 修	国立音楽大学 音楽学准教授	岡本 光正	東京ガス株式会社多摩支店 環境広報アドバイザー
今井 良朗	武蔵野美術大学 芸術文化学科教授	新海きよみ	立川市 産業文化部長

●審査結果について

審査の結果は、平成 25 年 7 月頃に「立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金交付対象事業審査結果通知書」（第 4 号様式）で各応募団体に通知します。また、対象となった事業及び団体の名称は広報たちかわ及び立川市のホームページなどで公表します。

事業の報告・交付申請

補助金・奨励金の交付を受けた団体は、事業終了後 1 カ月以内に実績報告書類を提出していただきます。

ただし、以下の場合は指定の期日までとします。

事業終了が平成 26 年 3 月 16 日以降の場合、平成 26 年 4 月 15 日まで

また、活動発表会については開催する場合は、事前に告知します。

＊ 報告書類として必要なものは以下のとおりです。

- ・「立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金実績報告書」(第 8 号様式)
- ・「立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金事業報告書」(第 9 号様式)
- ・「立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金収支決算書」(第 10 号様式)
- ・「立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金交付申請書」(第 11 号様式)
- ・領収書の写し(コピー)【宛名が主たる団体のもの】
- ・出納簿(コピー可)
- ・参考資料(事業の成果物(冊子・パンフレット・チラシ等)や事業実施時の写真など)

＊ 活用事業発表会の日程・場所など詳細については、補助金・奨励金を交付する団体に追って通知します。

なお、立川文化芸術のまちづくり協議会が「事業成果報告書」を作成する場合には、原稿の寄稿などのご協力をお願いいたします。

必ず写真や映像を記録して頂き、活動の様子を映像として記録・保存して下さい。

補助金及び奨励金の前払い

「立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金交付対象事業審査結果通知書」(第 4 号様式)で内定を通知された団体で、前もって補助金・奨励金の一部の支払いを受けなければ対象事業の実施が困難な場合、申請により交付予定額の 2 分の 1 までの前払いを受けることができます。前払いを受けようとする場合、「立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金前払申請書」(第 5 号様式)を提出して下さい。申請書の提出を受けて、補助金・奨励金(前払い分)をお支払いします。

補助金・奨励金(前払い金)は交付予定額(内定)を前提としてお支払いするもので、事業終了後の決算の際に協議会による報告書類の確認後をもって、最終的な交付額を決定します。

事業実施にあたっての留意事項

1. ポスター・チラシ・パンフレット・看板等の製作について

ポスター・チラシ・パンフレット・看板等を製作する際には、立川文化芸術のまちづくり協議会からの補助金及び奨励金を受けている旨の文言の明記をお願いいたします。

また、協議会キャラクター「メロリン」を印刷物等に記載できるスペース等があれば積極的に活用して下さい。「メロリン」は協議会ホームページにデータが保存してあります。

例)「立川文化芸術のまちづくり協議会補助事業」

「立川文化芸術のまちづくり協議会奨励事業」など



協議会キャラクター「メロリン」

2. 事業・団体に関する情報提供について

市民や各種メディア等から事業に関する問い合わせがあった場合には、応募書類に記載されている団体の代表者名及び事務所連絡先を公開しますので、ご了承下さい。(応募団体概要の様式にて公開不可の印をつけた団体は除きます。)

また、奨励金対象事業や団体の紹介として、協議会ホームページなどと対象事業や団体のホームページやブログ等とリンクを行います。団体のホームページ等がない場合は、団体を紹介する活動写真等を提出頂き、情報公開をいたします。

3. 補助金・奨励金対象経費について

補助金・奨励金を適正かつ公正に、各団体の方に交付できるようにするため、別紙のとおり「立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金」の対象経費について基準を定めています。この補助金・奨励金は、文化芸術の育つ環境づくりを目的とした事業を支援するもので、団体の運営を支援するものではありません。したがって、この目的に合った事業経費を補助金・奨励金の対象とする、という前提に基づいて基準を定めています。

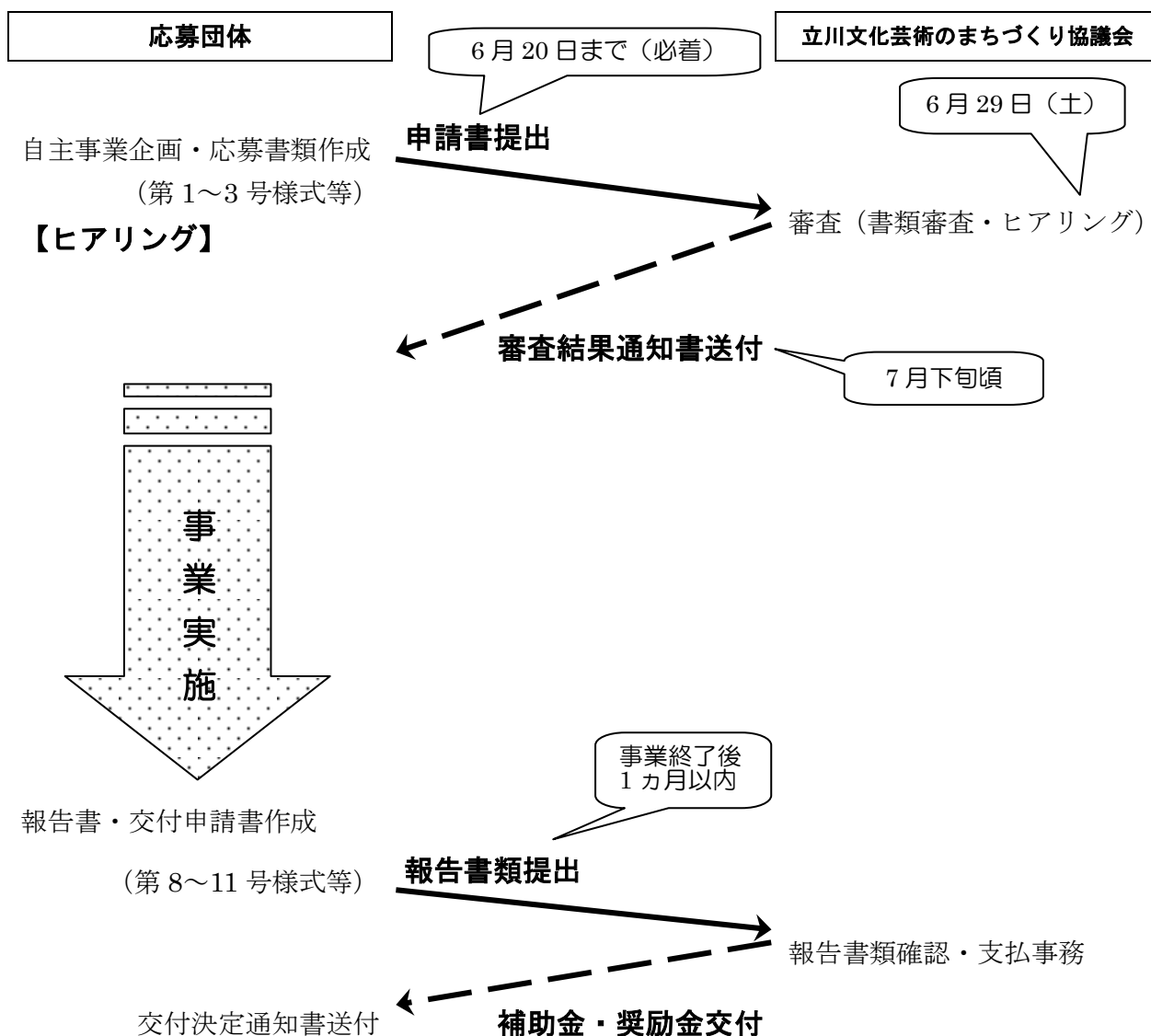
☆補助金・奨励金への応募の際は、この基準をご参照の上、事業収支予算書を作成して下さい。

できるかぎり、この基準に沿った予算立てをお願いいたします。

☆事業を実施するためやむを得ず、基準に沿わない事項が出てしまう場合には、その理由がわかるように、予算書に内訳を詳しく記載するか、別途書類を添付するなどして、事情の説明をお願いいたします。その事情を含めて、選定委員会が適否を判断いたします。

*なお、謝礼や委託料が著しく高いなど、あまりに特異な場合には、予算立ての根拠とした見積書等の資料提出をお願いすることもありますので、あらかじめご了承下さい。

応募から完了までの流れ



【お問合せ先】

立川文化芸術のまちづくり協議会事務局（立川市産業文化部地域文化課内）

〒190-0022 立川市錦町 3-2-26 （立川市子ども未来センター地下1階）

TEL：042-523-2111（内線 2636） FAX：042-525-6581

E-mail：kyougikai@tachikawa-chiikibunka.or.jp

<http://www.tachikawa-chiikibunka.or.jp/tachimachinet/>